

宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）の常備消防体制の広域化に関する基本的事項等を検討するため、宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 委員会は、2市が、これを設ける。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 消防広域化に関する基本的事項
- (2) 消防広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 市消防団、防災部局との連携の確保に関する事項
- (4) その他広域化に関し必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

4 委員長は、必要に応じ会議に2市の関係職員を出席させ、説明を求めることができる。

5 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(委 任)

第6条 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(幹事会)

第7条 会議に提案する事項について協議し、又は調整するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に主任幹事を置き、委員長が属する市の消防本部次長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、主任幹事が招集し、議長となり、議事を整理する。

5 主任幹事は、必要に応じ会議に2市の関係職員を出席させ、説明を求めることができる。

6 主任幹事は、必要に応じ会議に幹事以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は、委員長が属する市の消防本部総務課に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

2 委員会は、目的を達成したときをもって解散する。

別表 1（第 4 条関係）

宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会委員

宇 部 市	山陽小野田市
市 長	市 長
消 防 長	消 防 長
総 務 部 長	総 務 部 長
総合政策部長	企画政策部長

別表 2（第 7 条関係）

宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会幹事

宇 部 市	山陽小野田市
消 防 本 部 次 長	消 防 本 部 次 長
消防本部総務課長	消防本部総務課長
総 務 部 職 員 課 長	総 務 部 人 事 課 長
総務部防災危機管理課長	総 務 部 総 務 課 長
総合政策部総合政策課長	企画政策部企画課長